

令和6年度

春日部市教育行政の
基本方針・重点施策

春日部市教育委員会

| | |
|---------------------|----|
| 令和6年度教育行政の基本方針と重点施策 | 1 |
| 教育委員会 | 4 |
| 教育総務課 | 6 |
| 市民文化会館 | 8 |
| 教育施設課 | 10 |
| 学務課 | 12 |
| 指導課 | 13 |
| 教育相談センター | 19 |
| 学校給食課 | 22 |
| 社会教育課 | 24 |
| 文化財課 | 31 |
| 郷土資料館 | 35 |
| スポーツ推進課 | 38 |
| 中央公民館 | 46 |

令和6年度教育行政の基本方針と重点施策

基本方針

本市は、令和4年度に策定した「第2次春日部市総合振興計画後期基本計画」に基づき、市の将来像である「つながる にぎわう すまいるシティ 春日部」を実現するための事業を推進しているところである。

教育委員会においては、第2次春日部市総合振興計画後期基本計画における2つの基本目標「子どもが幸せに育ち、生きる力をはぐくむまち」及び、「市民が主役となって活躍し、生きがいを持てるまち」を実現するため、必要な施策を総合的かつ横断的に推進するものである。

ところで、国際社会に目を向けると、平成27年9月に国連サミットにおいて「持続可能な開発目標」、いわゆるSDGsが全会一致で採択されている。持続可能な開発目標（以下SDGs）には、令和12年を期限とする包括的な17のゴールと細分化した169のターゲットが設定されており、誰一人取り残さない社会の実現を目指し、経済・社会・環境をめぐる広範な課題に、統合的に取り組むこととしている。これを受け、本市においても令和元年9月に「春日部市SDGs推進方針」を策定し、SDGsは本市の将来像である第2次春日部市総合振興計画による取組と方向や立場を同じくするものであることを確認している。教育委員会においても同様に、SDGsの視点を含めながら、必要な施策を推進していくものである。

また、令和5年5月8日に新型コロナウイルス感染症は、感染症法上の位置づけが第5類に移行した。教育委員会においては、引き続き感染状況や、国・県等の動向を注視しながら、コロナ禍前の良き教育活動を発展的に取り戻していく必要がある。

学校教育では、知・徳・体のバランスのとれた児童生徒を育成するために、児童生徒一人ひとりの個性を生かす教育を推進する。そのために、基礎学力の定着及び向上や豊かな心の育成、心身の健康づくりの推進に向け、教職員の資質向上や教育環境の充実を図る。

社会教育では、地域社会の発展を目指し、社会状況の変化に対応した学習機会の提供、学習活動の支援と学習環境の充実に努める。また、青少年の健全育成の活動を促進するとともに、家庭、地域の連帯感の醸成に取り組み、家庭と地域の教育力の向上を図る。

さらに、文化・芸術活動の振興を図るとともに、史跡神明貝塚を含めた市内の多様な文化遺産の保存と活用、市史の編さんを進めるほか、地域の伝統文化の育成や継承、情報発信に努める。

生涯学習では、市民の活動が広範多岐に及ぶことから、教育領域のみならず、全庁的に取り組むとともに、民間の活動等との連携を図るなど、第2次春日部市生涯学習推進計画に基づく多様な振興施策を推進する。

スポーツ・レクリエーションでは、だれもが生涯を通じてスポーツ・レクリエーションに参加できる機会の提供、活動を支援する体制づくりを推進する。

重点施策

1 学校教育の充実

「確かな学力」、「豊かな心」、「健やかな体」など、未来を切り拓くことのできる「生きる力」を一層確実に育成することをねらいとした学校教育を充実させる。そのために、教職員の資質向上等による教育内容の充実や安心・安全な教育環境づくり、地域と連携した特色ある教育活動の推進を通して、地域に根ざした魅力ある学校づくりを推進する。さらに、本市独自の学校教育プランである「かすかべっ子 はぐくみプラン」の取組を一層推進し、児童生徒一人ひとりのよさを伸ばす指導を行う。

また、春日部市いじめ防止条例及び春日部市いじめ防止基本方針に基づき、いじめの防止や早期発見、いじめへの対処を組織的・計画的かつ迅速に行う。

2 学校施設の整備・充実

学校施設は、昭和40年代から50年代にかけて建設されたものが多く、トイレについては、建設当時に主流であった和式便器が中心となっているのが現状である。

現在の家庭での設備環境及び社会的な生活様式を考慮し、児童生徒の学校環境の改善を図るため、トイレ改修事業を継続する。

また、多くの学校施設は、経年による老朽化や機能低下が進んでいることから学校施設の長寿命化改修工事等を推進する。

避難所ともなる小・中・義務教育学校の体育館の環境改善を図るため、空調設備及びスロープなどの設置を行う。

さらに、老朽化する学校プールへの対応として、学校の水泳授業のほか、市民も利用できる温水プール（学校教育優先）の整備を目指す。

3 社会教育の充実

市民一人ひとりが学んだ力を地域の中で生かせる生涯学習社会の構築を進めるため、学習課題に対応した多様な学習機会の提供、学校教育等との連携拡充、市民との協働の推進、社会教育関係団体の支援、社会教育関連施設の整備充実を図るなど、社会教育の充実に努める。

4 文化・芸術の振興

文化・芸術に触れる機会の充実を図るとともに、文化・芸術団体の育成及び活動支援や情報提供の充実に努める。

また、「春日部市文化財保存活用地域計画」に基づき、地域の伝統文化の継承者の育成を図るとともに、文化遺産の調査や市史による郷土の歴史の紹介、郷土資料館の展示など、史跡神明貝塚を含めた多様な文化遺産の保存と活用を促進する。

さらに、文化・芸術の鑑賞と発表の場である市民文化会館については、利用者への助言や広報の支援などの利用者サービスの充実を図るとともに会館施設設備等の維持補修を行う。

5 青少年教育の充実

青少年活動の充実を促進するとともに、関係機関・団体との連携の強化や、青少年団体の活動の支援、思いやりと創造性豊かな青少年を育む地域社会づくりを推進する。

また、地域の方々の協力を得て、さまざまな体験活動や交流活動を行い、子どもたちの心豊かな育みにつながる学習機会や情報を提供し、家庭教育の支援体制を充実させ、家庭と地域の教育力の向上に努める。

6 スポーツ・レクリエーションの推進

スポーツ・レクリエーションを楽しめるまちをつくるために、多様なレベルで楽しむことができるスポーツ・レクリエーションを普及するとともに、さまざまなスポーツイベントを開催することにより、市民の交流機会の拡大を推進する。

また、春日部市体育施設整備基本計画に基づき体育施設の維持管理及び総合体育施設の段階的整備の推進に努める。

7 人権教育・啓発の推進

すべての人の人権が尊重され、人々が平和で豊かな生活を営む社会を実現するため、同和問題をはじめ女性、子ども、高齢者、障がい者、外国人、アイヌの人々、H I V（エイズウイルス）等の感染者等、犯罪被害者、北朝鮮拉致被害者、刑を終え出所した人、L G B T等の性的少数者、ホームレスなど、さまざまな人権問題があることを踏まえて、人権問題の解消に向けた教育・啓発活動を行い、人権尊重意識の高揚を図る。

教育委員会

1 委員会運営の目標

「市民のための開かれた教育委員会」として、より一層の説明責任を果たしつつ、関係機関や地域との連携を図り、一般行政との調和、教育行政の中立性と安定性、幅広い分野の一体的な推進を目指し、実効性のある運営に努める。

2 委員会活動の重点事項

(1) 教育委員会の会議運営に関すること

- ① 会議での審議をより一層充実するため、定例教育委員会の終了後に、施策や行事等の進捗状況や結果の報告、教育課題等に関する意見交換を行う「教育委員会委員と執行部の勉強会」を実施し、情報及び認識の共有化を図る。
- ② 春日部市の教育の状況や課題等を的確に把握するため、必要に応じ現場視察を行う。
- ③ 議案の内容により、資料等を用いた提案説明を行うなど、円滑かつ効率的な審議に努める。

(2) 教育委員会の情報発信に関すること

- ① 市民の傍聴の機会を確保するとともにホームページで会議録を公開し、開かれた教育委員会に取り組む。
- ② ホームページを活用し、教育委員会点検・評価報告書や春日部市の教育などを公開し、教育の現状を広く周知する。

(3) 教育委員会と事務局との連携に関すること

- ① 教育委員会委員と事務局執行部との認識の共有を図るため、「教育委員会委員と執行部の勉強会」等を活用し、教育長の行動記録、各担当課の事務事業の進捗状況等について情報交換を行う。
- ② 教育法規や教育課題に関する学習・意見交換の場として勉強会を行う。

(4) 教育委員会と市長の連携に関すること

- ① 総合教育会議を積極的に活用し、市長と教育委員会が十分な意思疎通を図り、教育の課題やあるべき姿を共有して、多様化していく教育課題に連携して取り組む。

(5) 教育委員会委員の自己研鑽に関すること

- ① 児童生徒や市民の活動の姿、教育施設の現状、現場の抱える課題を実感として捉えるために、積極的に学校等を訪問するほか、ホームページなどを通じて状況把握に努める。
- ② 春日部市の教育課題に即した行政視察を行い、視察成果を教育施策に反映させるよう努める。
- ③ 研修会や講演会等に積極的に参加し、自己研鑽に努める。
- ④ 社会環境や教育行政の変化に対応するため、国・県の動向や、他の自治体の先進的な取組について、情報収集に努める。

(6) 教育委員会の点検・評価に関すること

- ① 教育委員会の点検・評価を実施し、事業内容の体系的な理解を深め、経年的な進捗状況と残された課題について分析・検討し、教育施策に反映させる。
- ② 点検・評価報告書の作成にあたっては、学識経験者の知見を得たうえで、まとめあげる。また、報告書は、簡潔で分かりやすい表現となるよう配慮しつつ、一層の工夫と充実を図る。
- ③ 点検・評価の結果は、ホームページへの掲載、公共施設への配架等により、広く公表する。

教育総務課

1 目標

教育委員会事務局主管課として他部局との連携、施策の調和を図り、教育行政推進のための総合調整を進める。また、学校の安心・安全を推進するための効果的な予算執行に努める。



2 主な施策

(1) 教育委員会事務局の組織運営と総合調整

- ① 本市の教育行政の目的達成に向け、主体的に役割を發揮する。そのために教育行政の現状と課題を的確に把握し、解決に向けて各組織間との有効かつ効率的な総合調整に努める。
- ② 組織間での情報と認識の共有を図り、新しい教育課題に対応するため、積極的に国や県等の教育施策の動向等を把握し、情報提供を行う。

(2) 学校教育設備の整備と充実

学習指導要領の改訂など、学校教育のおかれている時代の要請・変化に的確に対応するため、教育設備の整備充実に努め、教育環境の向上を図る。

- ① 学校政策企画事務・・・・・・・・・・学校規模適正化に関する調査及び企画検討、
学校プールのあり方に関する企画検討
- ② 小・中学校運営事業・・・・・・・・・・庁用備品、教材備品の整備など学校の適切な
管理運営
- ③ 小・中学校図書館整備事業・・・・・・学校図書館における図書の整備・充実及び小
学校図書館支援員の配置

- ④ 小・中学校情報教育推進事業・・学習用情報機器及び校務用情報機器の更新・保守管理（G I G Aスクール構想により整備した児童・生徒1人1台端末を含む）
校内ネットワーク環境の運用保守
学習支援ソフトの整備（I C Tサポートを含む）

（3）教育予算執行の効率化

多様化・複合化する学校教育の内容や方法の変化に対応した円滑な学校運営を行うため、学校配当予算の効率的かつ効果的な執行に努める。

（4）魅力ある学校づくりの推進

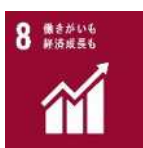
「春日部市小中一貫教育及び学校再編に関する基本方針」に基づき、中一ギャップの解消や学力の向上を図るため、また、児童生徒数の減少に伴い、学校の活力や教育効果を維持するため、「児童生徒にとって望ましい教育環境の提供」と「まちづくり」という視点で検討し、地域に根差した魅力ある学校づくりを推進する。

市民文化会館

1 目標

文化・芸術の鑑賞と発表の場である市民文化会館を、安全かつ快適に利用できるよう管理運営に努める。また、市の文化・芸術にどのような形で関わるのかを研究し、よりよい市民文化会館の運営をめざす。

2 主な施策



(1) 市民文化会館施設設備等の維持補修

市民や各種団体等の利用者が、安全かつ快適に施設を利用できるように市民文化会館の施設設備等の維持補修や各種点検を行う。また、施設・設備の機能を維持・向上させるため、公共施設マネジメント基本計画に基づき改修等を進める。

なお、令和6年度の施設に関わる主な事業は次のとおり。

- ・非構造部材（特定天井）等耐震対策工事（2か年のうち2年目）
- ・小ホール系統エアハンドリングユニット交換修繕

(2) 市民文化会館利用者サービスの充実

- ① 市民文化会館利用者の利用上や舞台演出上の相談に対しての助言を充実し、利用者の満足度を高める。
- ② 大ホール、小ホール、展示室の催し物の情報を市ホームページ等で広く市民に提供し、催し物の目的が達成できるよう支援する。
- ③ 市民文化会館利用案内の資料を充実し、利用者の利便性を向上させる。

(3) 市民文化会館利用者の安心安全の確保

危機対応マニュアルにより、自然災害発生時や火災等の緊急時に利用者の安心安全を確保する。

3 第2次総合振興計画後期基本計画の成果指標における目標

令和6年度は第2次春日部市総合振興計画後期基本計画の2年度となる。そのため、計画に掲げた施策の目標達成に向け、引き続き取り組んでいく。

なお、計画の目標及び経過は、次のとおりである。

| 施策の成果指標 | 令和4年度 実績 | 令和5年度 見込み | 令和6年度 見込み | 後期基本計画 目標値 |
|--------------|-------------|--------------|--------------|---------------|
| 市民文化会館利用者満足度 | 74.7% | 72.8% | 83.0% | 90.0% |

教育施設課

1 目標

児童生徒が健やかな成長と自己実現を目指して学習活動ができるよう、小・中学校等の諸施設の整備・充実に努める。



2 主な施策

(1) 施設の安全確保と学校施設の整備充実

児童生徒の学習の場であり、生活の場でもある学校施設が安全・円滑に利用できるよう、施設・設備の維持・稼働に必要な補修・改修等を進める。

また、設備等については常に安全及び機能が確保できるよう点検整備等を行い、保守管理に努める。

ア 小学校施設維持・管理事業・・・学校施設修繕・設備保守管理（22校）

イ 中学校施設維持・管理事業・・・学校施設修繕・設備保守管理（12校※）

※義務教育学校を含む

ウ 学校施設の計画的な修繕の実施・・・修繕依頼メールによる修繕管理（34校）

(2) 学習環境の改善

普通教室等エアコン

平成28年7月1日に全校一斉稼動した普通教室等のエアコンについて、PFI事業により設備の管理を行い学習環境の維持に努める。

小・中学校普通教室等エアコン整備事業・・・普通教室等のエアコンの維持管理

(3) 学校環境の改善

① 校舎トイレ

児童生徒の学校環境の改善を図るため、小・中学校等校舎のトイレ改修を進める。

小学校校舎トイレ改修事業・・・リニューアル工事

中学校等校舎トイレ改修事業・・・実施設計

② 施設長寿命化

経年による老朽化や機能低下が進んでいる学校施設の長寿命化改修工事等を進める。

中学校等施設長寿命化推進事業・・・葛飾中学校施設リノベーション工事

③ 体育館空調設備

避難所ともなる小・中・義務教育学校の体育館の環境改善を図るため、空調設備及びスロープなどの設置を行う。

(4) 学校応援団への支援

地域とともに歩む学校を推進するため、学校応援団の施設修繕活動に対して、経費等の支援を行うとともに、必要に応じて教育施設課職員による支援を行う。

3 第2次総合振興計画後期基本計画の成果指標における目標

令和6年度は第2次春日部市総合振興計画後期基本計画の2年目となる。そのため、計画に掲げた施策の目標達成に向け、引き続き取り組んでいく。

なお、計画の目標及び経過は、次のとおりである。

| 施策の成果指標 | 令和4年度 実績 | 令和5年度 実績 | 令和6年度 見込み | 後期基本計画 目標値 |
|--------------------------------|-------------|-------------|--------------|---------------|
| 市内公立小・中・義務教育学校の校舎トイレにおける改修達成校数 | 16校 | 19校 | 22校 | 34校 |

学 務 課

1 目 標

児童生徒が、健やかな成長と自己実現を目指して充実した学習活動を行うことができる学校環境の充実を図るとともに就学支援の促進に努める。

2 主 な 施 策



(1) 魅力ある教育環境の充実

- ① 教科書以外の準教科書、標準テスト、教師用教科書などの補助教材を整備し、学習指導要領に対応した教育内容の充実を図る。
- ② 入学手続きのほか、住民異動を伴う転校相談など個に応じた教育環境の充実を図る。

(2) 就学支援等の促進

- ① 教育の機会均等及び義務教育の円滑な実施を図るため就学支援の促進に努める。
入学にかかる費用負担の軽減を図るため、引き続き新入学児童・生徒学用品費の入学前支給を実施する。また、特別支援学級等に就学する児童生徒の保護者の経済的負担の軽減を図る。
- ② 高等学校、専修学校及び大学などに進学の意欲がありながら、経済的理由によって修学が困難な方に奨学金や入学準備金の貸付けを行い、有用な人材の育成を図る。

(3) 通学路の安全確保

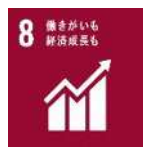
児童生徒が安全に通学できるよう、環境の変化に対応した通学区域の見直しや登下校時における通学路の安心安全な環境づくりに努める。

指 導 課

1 目 標

学習指導要領、第2次春日部市総合振興計画の「子育て・教育」を受け、児童生徒に未来を切り拓くことのできる「生きる力」の育成を目指した春日部市ならではの教育を推進する。本市独自の学校教育プラン「かすかべっ子 はぐくみプラン」を共有するとともに、「伝えあい 学びあい 育ちあい 思いあいがうれしい教室 うれしい学校」を合い言葉に「春日部メソッド」を推進し、地域と連携した魅力ある学校づくり、児童生徒一人ひとりを確実に伸ばす教育活動の充実を図る。

2 主 な 施 策



(1) 特色ある学校づくりの推進

- ① 個性を伸ばし生きる力の育成を図る教育を推進し、児童生徒が生き生きとした学校生活を送ることができるよう魅力と活力に満ちた信頼される教育、春日部市ならではの特色ある学校づくりを推進する。
- ② 学習指導要領の趣旨を踏まえ、「心の教育」の充実と「確かな学力」「健やかな体」の育成を図る教育を積極的に展開し、「知・徳・体」のバランスのとれた児童生徒の育成を目指す教育を推進する。
- ③ 児童生徒や学校、地域の課題を明確にした教育目標や重点目標を踏まえるとともに、安心・安全の視点に立った各学校の主体的な学校づくりを支援し、学校教育の質的充実を図る。
- ④ コミュニティ・スクールの全校実施による地域や保護者の声を生かした学校の特色づくりを支援する。
- ⑤ 学校・家庭・地域と一体となって、確かな学力や豊かな心の育成を図る。

(2) 基礎学力の定着及び向上

- ① 「全国学力・学習状況調査」「埼玉県学力・学習状況調査」等を活用し、児童生徒一人ひとりの基礎的・基本的な内容の定着状況を不断に検証し、その分析結果を指導方法の工夫・改善に生かす。

- ② 一人ひとりのよさに着目し、それらを伸ばす指導を一層推進するとともに、評価方法の改善、習熟の程度に応じた少人数指導の工夫等、個に応じたきめ細かな指導や「わかる授業」を展開し、確かな学力の向上を図る。
- ③ 学習過程の中に児童生徒同士及び児童生徒と教師の交流・表現の場を設定し、豊かな人間関係を築き、思考力・判断力・表現力を育む授業を創造する。

(3) 豊かな心の育成

- ① 児童生徒の良さを把握し、豊かな心情と実践力の育成を目指した心の教育を充実させる。
- ② 信頼関係を基盤に、児童生徒一人ひとりの特性を多面的に把握し、豊かな心と実践力の育成を目指す生徒指導を推進する。
- ③ 校内の指導体制を確立するとともに、関係諸機関との緊密な連携を図りながら、個々の児童生徒の実情に応じた指導を推進する。
- ④ 「いじめ・不登校」の未然防止・早期発見・早期解消を重点課題とし、こころのサポートチームによる学校訪問を行うなど、教育相談及び適応指導教室運営を充実させる。また、保・幼・小・中・義務教育学校及び地域社会との連携を図る。
- ⑤ 児童生徒の自主的、自発的な活動を推進するとともに、特に、自然体験や社会体験、福祉体験等の体験活動を充実させ、豊かな社会性を身に付けた児童生徒の育成を図る。また、一人ひとりの個性の伸長を目指した生き方指導としての進路指導・キャリア教育の充実を図る。

(4) 心身の健康と体力向上

- ① 児童生徒が、自他の生命を尊重し、健康で安全な生活を営めるよう、基礎体力の向上、食育・保健・安全教育等の指導の工夫と充実を図る。
- ② 健康で安全な生活を営めるよう、アレルギー対応を含めた食に関する指導、感染症予防を含めた保健指導、交通事故防止を含めた安全指導等の充実を図る。
- ③ 生涯にわたり心身ともに健康で活力ある生活を送るために基礎的な体力の向上を図り、児童生徒が自ら進んで運動に親しみ、運動の楽しさや喜びを味わうことができるよう指導の創意工夫に努める。

(5) 社会の変化に対応した教育の充実

- ① 学習者用端末やI C T機器の効果的な活用により、情報を主体的に判断、活用す

る能力の育成と情報モラルの育成を図る。

- ② SDG s 未来都市の一員として、SDG s の視点を持ち、積極的に行動できる心と態度の育成に資する教育を推進する。
- ③ 国際理解教育、情報教育等の社会の変化や要請を踏まえた教育を推進する。
- ④ 社会の変化や新しい教育課題に対応する教育の推進力となる人材を積極的に育成する。
- ⑤ 読書センター、学習センター、情報センターとしての学校図書館の役割を生かした学校図書館教育を推進するとともに読書活動の充実を図る。
- ⑥ 日本及び諸外国の文化や伝統等について深く理解し、国際社会において信頼され世界の平和と発展に貢献する日本人の育成等、国際化に対応した豊かな人間性の育成を図る。
- ⑦ 体験的な活動を通して、他人を思いやる心や感謝の心、勤労の尊さや社会に奉仕する精神を育成するとともに、共に豊かに生きていこうとする福祉の心と実践力を身に付ける。

(6) 教職員の資質の向上

- ① 新たな教育課題に対応した各種研修会の実施や春日部市教育委員会・東部教育事務所教育支援担当・学力向上推進担当学校訪問、初任・2年次・3年次教員及び臨時的任用教員を対象とした訪問指導等により、教職員としての指導力及び資質の向上を図る。特に、「いじめ・不登校」については児童生徒へ寄り添う姿勢が大切である。そのため、本質を理解し組織的対応の必要性を確認する校内研修や学級における実践的指導力の向上を図るための研修を行い、揺るぎない信頼を確立する。
- ② 学校や児童生徒の実態を生かした教職員の主体的な教育活動を推進し、教育内容の充実に努めるとともに、学校としての説明責任を果たすことができるよう支援する。
- ③ ICT活用などによる事務の効率化や適切な勤務体制、人材の確保により、教職員が能力を発揮できる働きやすい環境を整備する。

(7) 人権教育の推進

- ① 人権の意義やその重要性についての正しい理解を深め、他者の痛みを共有できる豊かな人間性や社会性の醸成を図る。
- ② 同和問題やさまざまな人権問題（女性、子ども、高齢者、障がい者、外国人、ア

イヌの人々、H I V（エイズウイルス）等の感染者等、犯罪被害者、北朝鮮拉致被害者、刑を終え出所した人、L G B T等の性的少数者、ホームレスなど）を解決しようとする児童生徒を育てる。

- ③ 人権尊重を基盤とした男女共同参画の視点に立った教育や、インターネットによる人権侵害などの新たな人権課題に対応した教育の充実を図る。

（８）特別支援教育の推進

- ① 一人ひとりの障がいの状態、能力及び特性等の教育的ニーズに応じた教育を推進する。
- ② 児童生徒や保護者の思いや願いを尊重する適正な就学相談の充実を図るとともに、教育、医療、関係機関等の連携に努める。
- ③ 特別支援教育コーディネーターの計画的な育成を通して、校内の支援体制の充実を図る。

３ 主な事業の概要

（１）特色ある教育推進事業（「まち・ひと・しごと創生総合戦略」採択事業）

「英語教育」「情報教育」「芸術文化活動」など、確かな学力を育み、地域から誇りに思える魅力ある学校づくりのための特色ある教育活動に対して支援を行う。また、文部科学省・埼玉県教育委員会の研究委託事業や研究の委嘱校等、学校教育の充実に資する研究を行う学校や団体等を支援する。

（２）学校教育支援事業

学校教育の充実と教育水準の維持・向上を図るため、積極的に学校教育を支援する。児童生徒一人ひとりに応じた指導の充実や学校の多様なニーズに応じるため、相談員や普通学級支援助手等を配置するとともに、計画的な研修の実施や研究委嘱、適切な人事管理等を行い、魅力と信頼に満ちた特色ある学校づくりに資する。

（３）英語指導助手招致事業（「まち・ひと・しごと創生総合戦略」採択事業）

児童生徒にネイティブの英語に触れる機会を設け、英語によるコミュニケーション能力の素地及び基礎を育成するために、英語指導助手（A L T）を、各小・中・義務教育学校に派遣し、英語教育及び国際理解教育の推進を図る。

(4) 教育相談センター運営事業（「まち・ひと・しごと創生総合戦略」採択事業）

家庭における養育や教育についての相談を通して、児童生徒の健全な育成と家庭の教育力の向上を図る。また、学校に行きたい意志がありながら登校できない児童生徒の社会的な自立に向け、適応指導教室「そよかぜ」及び「すくすく」、登校支援指導教室「ステップ教室」にて支援する。

(5) こころのサポート推進事業（「まち・ひと・しごと創生総合戦略」採択事業）

いじめや不登校など学校生活の不安や悩みの解消に向け、臨床心理士や学校心理士などの専門家を含む「こころのサポートチーム」を組織し、学校訪問を実施するなど、相談体制の一層の拡充を図り、問題の未然防止や早期解消を図る。

(6) 特別支援教育推進事業

障がいのある児童生徒や特性に合わせたサポート体制、就学支援体制を構築し、児童生徒一人ひとりに応じたきめ細かな支援を行う。

(7) 市教育研究会補助事業

教職員の資質向上のために組織された春日部市教育研究会の活動を補助し、教育水準の維持・向上を図る。

(8) 各種大会児童・生徒派遣補助事業

市内小・中・義務教育学校の児童生徒が関東大会以上の大会に参加する際の財政的な支援を行う。

(9) 保健衛生事務事業

児童生徒及び教職員を対象とした健康衛生管理業務並びに保険給付事務を行い、学校教育の充実に資する。

(10) いじめ防止対策推進事業

いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進する。

(11) スクール・サポート・スタッフ配置事業

教員の負担軽減を図り、児童生徒への指導や教材研究等に注力できる体制を整備す

るため、教員に代わって学習プリントの印刷、授業の準備の補助、採点業務の補助等を行う。

(12) 部活動指導員配置促進事業

中・義務教育学校の生徒の部活動における指導体制の充実を図り、部活動を担当する教員の支援を行うとともに、部活動の質的な向上を図る。

4 第2次総合振興計画後期基本計画の成果指標における目標

令和6年度は第2次春日部市総合振興計画後期基本計画の2年目となる。そのため、計画に掲げた施策の目標達成に向け、引き続き取り組んでいく。

なお、計画の目標及び経過は、次のとおりである。

| 施策の成果指標 | 令和4年度 実績 | 令和5年度 見込み | 令和6年度 見込み | 後期基本計画 目標値 |
|--|----------------|----------------|----------------|----------------|
| 「伝えあい 学びあい」に取り組む授業の普及する割合 (上段：小学校、下段：中学校) | 81.5% 74.5% | 79.5% 77.8% | 81.3% 78.9% | 82.5% 80.0% |
| 「英語で自分自身の考えや 気持ちの伝えあい」に取り組む授業の割合 (上段：小学校、下段：中学校) | ※－ | ※－ 63.5% | 47.8% 37.8% | 50.0% 40.0% |

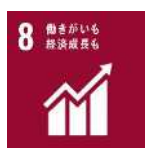
※この表において、「小学校」とは義務教育学校前期課程を、「中学校」とは義務教育学校後期課程を含む。

※令和4年度、5年度は、全国学力学習状況調査において算定基礎となる質問がなかったため記載なし。

教育相談センター

1 目標

家庭における養育や学校教育の充実を図るための相談活動、児童生徒の心のケアや不登校の解決を図るための相談活動及び具体的な自立支援を通して、子育ての支援や子どもたちの健全な成長と自立に資する。



2 主な施策

(1) 複雑化、多様化していく社会や家庭生活に起因するさまざまな問題に対して、「いつでも、だれでも、どんなことでも」気軽に相談できる教育相談センターの環境づくり

- ① 相談機会の充実を図るために、平日午後7時までの相談への対応、土曜日と日曜日の開所、フリーダイヤルでの電話相談、夜間閉所時の留守番電話対応、ファックスでの相談等に対応する。また、積極的に広報活動を行う。
- ② 経験豊かな相談員や臨床心理士、学校心理士、スクールソーシャルワーカーの配置により、さまざまな問題に対応できる相談体制の一層の充実を図る。
- ③ 教育相談業務の一環として、登校したくてもできない状態にある児童生徒支援としてのステップ教室（登校支援指導教室）の充実に努める。
- ④ 不登校の児童生徒を抱える保護者のために「ステップ子育てサロン」を開催し、情報交換等を行うとともに、地域や保護者のネットワークづくりを推進する。

(2) 不登校児童生徒の学校生活や社会生活に適応できる力をはぐくむなど、自立支援を目的とする適応指導教室「そよかぜ」及び「すくすく」の組織的、計画的な指導の充実

- ① 心因性の不登校と思われる児童生徒や学校だけの関わりでは登校が困難と思われる児童生徒への体験的な活動を積極的に推進し、自主性、社会性の育成に努める。
- ② 一人ひとりの実態に応じて、カウンセリング、体験学習、作業的学習、グループカウンセリング等を行うとともに、専門的な知識を有する臨床心理士の配置により支援の充実を図る。

③ 月曜日から金曜日の午前9時から午後4時まで（庄和分館「すくすく」は、第2及び第4土曜日の午前9時30分から午前11時30分も）開所し、保護者の支援も積極的に行う。

④ 児童生徒の在籍校との連携を密にし、支援や指導の充実を図る。

(3) 関係諸機関や専門家との連携による相談活動及び登校支援等の指導の充実

① さわやか相談室、児童相談所、家庭児童相談室、市民相談、要保護児童対策地域協議会等との連携を図る。

② 「こころのサポートチーム」による学校訪問を実施し、児童生徒や保護者、担任への支援を行い、いじめ・不登校の早期発見・早期解消を図る。

③ 他市町教育相談センター・適応指導教室との連携によるシステムの整備を図る。

(4) 教職員や相談員等の相談業務の資質向上に向けた研修会の実施

① 資質向上に向けた研修会を実施する。

（生徒指導・教育相談中級研修会、相談員研修会の開催）

② 定期的な学校訪問により支援と連携の強化を図る。

③ 特別支援教育推進チーム（レインボーサポートチーム）による巡回相談を実施する。

(5) 身近な相談センターとしての広報活動による相談センターの活動の充実

① 「教育相談だより」を市内小・中・義務教育学校の全保護者に配布し、啓発を図る。

② 「教育相談のあゆみ」を作成し、市内小・中・義務教育学校及び関係諸機関に配布する。

③ こども電話相談の案内を全児童生徒に配布し、積極的な利用を働きかける。

④ いじめや不登校、特別支援教育等について理解を広げることを目的に、市民等に向けての啓発活動を行う。

(6) 特別支援学級における個に応じた指導の充実

① 特別支援学級の整備充実を図り、障がいの多様化や保護者の様々な思いに応えるよう努める。

- ② 児童生徒一人ひとりの特性や学習状況などを的確に把握し、適切な指導を行うための学習形態や支援体制の工夫・改善を行う。
- ③ 障がいのある児童生徒の社会参加と障がいに対する地域社会の理解促進に努める。

3 第2次総合振興計画後期基本計画の成果指標における目標

令和6年度は第2次春日部市総合振興計画後期基本計画の2年目となる。そのため、計画に掲げた施策の目標達成に向け、引き続き取り組んでいく。

なお、計画の目標及び経過は、次のとおりである。

| 施策の成果指標 | 令和4年度 実績 | 令和5年度 見込み | 令和6年度 見込み | 後期基本計画 目標値 |
|---|----------------|----------------|----------------|----------------|
| 将来の夢や目標を持っている児童生徒の割合 (上段:小学校、下段:中学校) | 78.6% 66.3% | 79.4% 66.3% | 82.5% 73.6% | 85.0% 75.0% |
| 不登校児童生徒が、学校内外の機関で相談・指導を受けた割合 | 54.6% | ※ ー | 60.8% | 73.0% |

※この表において、「小学校」とは義務教育学校前期課程を、「中学校」とは義務教育学校後期課程を含む。

※令和5年度は、算定基礎ととしている調査が未実施のため記載なし。

学校給食課

1 目標

児童生徒の豊かな心を育む学校給食の充実に努めるとともに、教職員の負担軽減及び安全で安定した学校給食を運営するため、学校給食費を公会計化し適切な徴収管理を行う。

また、地元の食材を使用した栄養バランス豊かな学校給食による「食育」を推進する。



2 主な施策

(1) 学校給食運営の充実

- ① 米飯給食など食材の「地産地消」を推進するとともに、栄養バランスのとれた豊かな食事によって、望ましい食習慣の形成や人間関係を育むという「食育」の視点での学校給食の充実に努める。
- ② 給食施設修繕及び給食調理機器等の整備を適切に行い、衛生管理を徹底して、安心・安全な学校給食運営を図る。

(2) 安定した学校給食運営

- ① 学校給食費の公会計化により、教職員の負担軽減や保護者の利便性の向上を図るとともに、計画的な予算運用と適切な徴収管理を行うことで給食事業の安定的な運営に努める。
- ② 子育て世帯における経済的負担を軽減し、子育て環境のさらなる充実に努めるため、児童生徒を3人以上養育する保護者に対し、第3子以降の学校給食費を全額助成する。

3 第2次総合振興計画後期基本計画の成果指標における目標

令和6年度は第2次春日部市総合振興計画後期基本計画の2年目となる。そのため、計画に掲げた施策の目標達成に向け、引き続き取り組んでいく。

なお、計画の目標及び経過は、次のとおりである。

| 施策の成果指標 | 令和4年度 実績 | 令和5年度 見込み | 令和6年度 見込み | 後期基本計画 目標値 |
|--------------------------------|-------------|--------------|--------------|---------------|
| 学校給食における地元産食材を使った食育(地元産食材の利用率) | 30.0% | 30.0% | 30.0% | 30.0% |

社会教育課

1 目標

「市民が主役となって活躍し、生きがいを持てるまち」の実現に向けて、市民一人ひとりが自らの意思で学習し、学んだ力をボランティア活動や地域の発展等に生かせる生涯学習社会を築くために、中核となる社会教育行政の充実を図る。関係機関・団体との連携の基に、地域に密着した学習情報や学習機会を開発・提供し、市民の自主的な学習活動を奨励するとともに、活動を支える基盤を整備する。あわせて、「子どもが幸せに育ち、生きる力をはぐくむまち」の実現に向けて、家庭・地域・学校と協力して青少年教育の充実を図る。

2 主な施策



(1) 社会教育の充実

生涯学習社会構築の中核的な役割を担う社会教育行政の充実を図り、心豊かで生きがいのある生活の創造と連帯意識にみちた活力ある地域づくりを目指すため、社会教育推進体制の充実、指導者の育成、学校教育並びに関係機関・団体等との連携拡充及び市民との協働の推進に努める。

(2) 社会教育関係団体の活性化

社会教育活動活性化のために、必要に応じ、市民の自主的な事業の後援、指導者・ボランティアの紹介、助言等の支援を通して、社会教育関係団体の活性化を図り、市民参画による社会教育活動を推進する。

(3) 人権意識の普及・啓発

部落差別をはじめ、女性、子ども、高齢者、障がい者、外国人、アイヌの人々、HIV（エイズウイルス）等の感染者等、犯罪被害者、北朝鮮拉致被害者、刑を終え出所した人、LGBT等の性的少数者、ホームレスなど、さまざまな人権問題があることを踏まえて、人権問題に対する正しい理解と認識を深めるため、関係機関・団体、市人権教育推進協議会、民間企業等との連携を図る。

(4) 芸術文化活動の奨励、促進

市民に優れた芸術文化活動に接する機会を提供するとともに、地域において活動する個人、団体等と連携し、その活動を支援し、発表の場をつくるなど、市民の自主的な芸術文化活動を奨励、促進する。

(5) 青少年教育の充実

青少年教育の充実を図るため、関係団体と連携して、青少年を対象とした事業や、家庭教育の支援のための事業を実施するとともに、青少年の地域活動・ボランティア活動の推進を図る事業を実施する。また、「かすかべ郷土かるた」を活用した郷土学習の充実を図る。

(6) 適正な図書館運営と学校図書館への支援

図書館の読書活動及び学習・情報拠点機能の更なる充実を図るため、電子書籍サービス「かすかべ電子図書館」の利用を促進し、図書、記録その他必要な資料を収集するとともに、図書館が指定管理者によって適正に運営されているか継続監視し、必要に応じて協議及び指導を行う。

また、市内小学校、中学校及び義務教育学校図書館の支援を拡充するため、中学校及び義務教育学校（後期）の学校図書館への訪問支援、小学校及び義務教育学校（前期）の学校図書館支援員へのサポート等を実施する。

あわせて、令和6年度からスタートした「第2次春日部市子ども読書活動推進計画」に基づき、デジタル社会に対応した読書環境の整備や、多様な子どもたちの読書機会の確保など、子どもの読書活動をより一層推進することを目指し、関連する施策に総合的、計画的に取り組む。

(7) 生涯学習推進体制の充実

令和元年度からスタートした「第2次春日部市生涯学習推進計画」に基づき、より多くの市民が生涯学習に関心を持てるよう、生涯学習の楽しさや魅力を積極的にPRし、相談・支援体制を充実させる。

また、一人ひとりのライフスタイルに合った多様な学習機会を提供するとともに、学習成果を地域で生かす機会を充実させ、地域の活性化を促進する。

あわせて、生涯学習推進本部、生涯学習市民推進員、関係機関等との連携を図り、生

涯学習事業を効果的に実施する。

(8) 生涯学習情報・安心して学ぶことができる学習機会の提供

市民の自主的な学習活動を奨励・支援するため、市民講師による「生涯学習市民塾」、「遊学1日体験教室」、「かすかべし出前講座」等を開催し、安心して学ぶことができる多様な学習機会を提供する。

10～12月に市内で開催される生涯学習のイベントを「かすかべ遊学フェスティバル」参加事業としてPRし、広く市民に生涯学習情報を提供する。

また、市民の学習目標や学習成果等が記録できる生涯学習パスポート「はるがく帳」を配布し、生涯学習の推進を図る。

(9) 視聴覚センターの充実

視聴覚教育を通して、市民の生活文化と知識教養を向上させ、学校教育と社会教育の振興を図る。そのために、施設の専門設備を活用した講座を開催するとともに、情報提供、教材の開発、教材・機器の貸出しを行う。

3 主な事業の概要

社会教育担当

| 区分 | 事業名 | 事業内容 | 備考 |
|----------|----------------------|---|--------------------------------|
| 社会教育総務事務 | 社会教育委員会議 | 社会教育の振興を図るため、諸計画の立案や教育委員会の諮問に対する答申、提言等を行う | |
| | 市民アカデミー | 人権作文・ポスターの発表を行うとともに、社会教育の推進と充実を図るため、市民・学校・社会教育活動を行っている団体を対象とした講演会を行う | 市人権教育推進協議会と共催 遊学フェスティバル参加事業 |
| | 二十歳を祝う会 | 20歳を迎えた若者の人生の節目を祝福するとともに、将来の幸福を祈念し、社会人として市民としての自覚を促すため、二十歳を祝う会を実施する | 二十歳を祝う会実行委員会を設置 |
| | 学社連携事業 | 市内の高等学校、大学等と連携し、公開講座等の開催について支援を行う また公民館と小学校、中学校及び義務教育学校との連携による小中学校開放講座の支援を行う | |
| | 社会教育関係団体事業費補助金 | 社会教育の振興を図るため、社会教育関係団体が行う事業に対し、補助金を交付する | |
| | 人権教育・啓発事業 | 人権問題に対する正しい理解と認識を深め、人権意識の高揚を図るため、近隣市町や市人権教育推進協議会との連携を図り、人権研修への協力支援や啓発事業を行う | |
| | 人権教育推進協議会事業費補助金 | 人権教育の積極的な振興を図ることによって平等で明るい社会づくりに寄与するため、市人権教育推進協議会が行う事業に対し、補助金を交付する | |
| | 青少年地域活動・ボランティア活動推進事業 | 青少年の地域活動・ボランティア活動体験の機会の創出のため、ボランティア手帳の配布を行う また、地域活動・ボランティア活動等、人に喜ばれる活動を行った者に対する小中学生への表彰支援を行う | |
| | 子ども大学かすかべ | 共栄大学、春日部青年会議所との連携により、「子ども大学かすかべ」を実施することで、子どもたちの知的好奇心を刺激し、将来の夢の応援を図る | 子ども大学実行委員会を組織 |
| | 青少年体験活動事業 | 包括的連携協定を締結している大学や企業、関係団体と連携し、青少年体験活動事業の実施について協力支援を行う | |
| | 「かすかべ郷土かるた」を活用した郷土学習 | 「かすかべ郷土かるた」を活用して、郷土学習を実施する | |
| 芸術文化振興事業 | 芸術文化情報の収集及び提供事業 | 市民の芸術文化活動を支援するため、市内の芸術文化活動や芸術文化関係施設等の情報を収集し、ホームページ等において情報提供を行う | 芸術文化に係るイベント・人材・団体情報等 |
| | 市美術展覧会（市展） | 市民の美術への理解と創造力の啓発を図るとともに、豊かな人間性を養い、本市における芸術文化の発展に寄与するため、市展を開催する | 市展実行委員会を設置 遊学フェスティバル参加事業 |
| | 彫刻の維持管理 | 「彫刻のある街づくり」によって市内に設置した22体の彫刻の維持管理を行うとともに、彫刻鑑賞会を開催するなど、彫刻の普及、活用を図る | |
| | 芸術文化推進事業 | 質の高い芸術文化に親しむため、市にゆかりのある方等による講演、実演および体験事業を行う | |
| | 共催・後援事業 | 市民の芸術文化活動等に係る教育委員会共催・後援事務を行う | |
| | 芸術文化振興事業補助金 | 市民の芸術文化活動を支援するため、芸術文化団体が行う自主事業に対し補助金を交付する | |

図書館担当

| 区分 | 事業名 | 事業内容 | 備考 | |
|------------|--|--|----------|--|
| 図書館運営事業 | 図書館運営審議会 | 市立図書館の円滑な運営を図るため、教育委員会の諮問に応じて、図書館の運営に関する事項を調査審議する | | |
| | 中央図書館、武里図書館及び庄和図書館の選書 | 市立図書館で購入する資料の選書業務、所蔵する資料の除籍選定業務を行う | | |
| | 学校図書館への支援 | 中学校及び義務教育学校（後期）の学校図書館の支援を行う | | |
| | | 小学校及び義務教育学校（前期）の学校図書館に配置されている学校図書館支援員への支援を行う | | |
| | | 小学校、中学校及び義務教育学校のブックトーク支援を行う | | |
| | | 小学校、中学校及び義務教育学校の調べ学習に対する支援（団体貸出）を行う | | |
| | 第2次子ども読書活動推進計画の取組 | 小学校、中学校及び義務教育学校の学校おはなし会への派遣を行う | | |
| | | 家庭での読書習慣を更に拡充するため、家読（うちどく）を推進するための取組を実施する | | |
| | | 児童生徒の読書活動を推進するため、本に登場する料理を学校給食で提供する「図書館レストラン」などを実施する | | |
| | | 子どもたちの「調べる力」を育てるため、小学生を対象とした「図書館を使った調べる学習コンクール」を実施する | 指定管理者と共催 | |
| | | 図書館システムを活用した「夏休み読書マラソン大会」を実施する | 指定管理者と共催 | |
| | | 学校の読書時間などでの電子書籍サービス「かすかべ電子図書館」の活用など、デジタル社会に対応した読書を推進する | | |
| | マルチメディアデジター図書などの障がい者向け資料や外国語の図書などを拡充し、多様な子どもたちの読書機会を確保する | | | |
| | 指定管理者が実施する取組内容について協議を行い、必要に応じて協力する | | | |
| 指定管理者の継続監視 | 市立図書館が適正に運営されているか継続監視を行い、必要に応じて指導する | | | |

生涯学習推進担当

| 区分 | 事業名 | 事業内容 | 備考 |
|------------|---------------------------------|---|---------------------------------|
| 推進生涯学習 | 生涯学習推進体制の充実 | 生涯学習推進本部の活動充実 （本部会、幹事会、スタッフ会議） | |
| | | 生涯学習市民推進員の活動充実 | スキルアップ講座等 |
| | | 全国生涯学習市町村協議会 | 市長が理事 |
| | 生涯学習推進計画の進行管理 | 「第2次春日部市生涯学習推進計画」を基に、具体的な実施計画書を作成する | |
| | 生涯学習都市宣言 | 生涯学習都市宣言の啓発 | |
| | 生涯学習研究事業 | 生涯学習市民推進員が企画し、公民館・地域との連携を図りながら事業を実施する | |
| | 生涯学習交流紙「遊学」の発行 | 生涯学習市民推進員が企画、取材、編集を行い、生涯学習交流紙を発行する | |
| | 生涯学習人材情報登録制度 | 市民参加による生涯学習を進めるため、人材情報を収集し、求めに応じて提供するとともに、登録者が企画・実施する学習会「生涯学習市民塾」の支援を行う | リスト作成 ホームページ掲載 関係機関に配布・活用 |
| | かすかべし出前講座 | 市職員による「行政編」と生涯学習人材情報登録者が講師となる「市民講師編」により、市民に多様な学習メニューを提供する | 出前講座メニュー一覧を作成 |
| | 遊学1日体験教室 | 人材情報登録者による講座を実施 | |
| | かすかべ遊学フェスティバル | 行政機関、市民団体等が10月～12月に開催する生涯学習事業で、フェスティバルの趣旨に賛同するものを参加事業として取りまとめる | 実行委員会を設置 |
| | 生涯学習パスポート | 市民が学習目標や計画を立てて学び、その学習成果等を記録するための生涯学習パスポート「はるがく帳」の普及と活用を図る | |
| ミニギャラリーの設置 | 市民が作成した絵画、書、工芸その他の作品の展示等の場を提供する | 学習情報サロンに設置 | |

視聴覚センター

| 区分 | 事業名 | 事業内容 | 備考 | |
|-----------------|------------------------|--|----------------------------|-----------|
| 研修・学習センターとしての機能 | 16mm映写機技術研修 | 16mm映写機簡易技術講習会 | | |
| | 映像セミナー ＝市民対象＝ | | ビデオ撮影入門講座 | |
| | | | ビデオ編集入門講座 | |
| | | | デジカム・スマホ写真加工入門講座 | |
| | | | 秋のビデオセミナー | |
| | 教職員対象研修 | | ビデオ編集フォローアップ講座 | |
| | | | 校内ICT管理・活用研修会 | 指導課と共催 |
| | | | 校内ICT活用研修会 | 指導課と共催 |
| | | | クロームブック活用研修会 | |
| | | | 情報モラル教育研修会 | |
| | | | プログラミング教育研修会 | |
| | パソコンセミナー ＝市民対象＝ | | プログラミング教育研修会 | |
| | | | ホームページ（作成・作成支援）研修会 | 各校での研修を含む |
| | | | 校内研修等への支援 | 各校での研修を含む |
| | | | 基本操作・パソコン入門講座 | |
| | | はがき（文面・宛名）作成講座 | | |
| | | インターネット入門講座 | | |
| | | インターネット活用講座 | | |
| | | 文書作成（ワード）入門講座 | | |
| | | 表計算（エクセル）入門講座 | | |
| | | プレゼンテーション作成（パワーポイント）入門講座 | | |
| TV番組制作体験講座 | | 聴覚障がい者対象入門講座 | 手話通訳あり | |
| | | 視覚障がい者対象入門講座 | 福祉的援助者あり | |
| | | 親子で体験プログラミング入門講座 | | |
| | | タブレットPC入門講座 | | |
| | | オンラインミーティング体験講座 | | |
| | | スマホ入門講座 | | |
| | | 子どもTV番組制作体験講座 | 親子での参加可 | |
| | | 小学生TV番組制作体験講座 | 学年で参加 | |
| | | 教科書等に掲載されている物語の16mm映画鑑賞 | | |
| | | 親子で楽しむ映画会① | 親子での参加可 | |
| 親子で楽しむ映画会 | | | | |
| 夏休み自由研究応援プログラム | 親子で楽しむ映画会② | | | |
| | 走らせよう！プログラミングミニカー講座 | | | |
| ビデオ・パソコン体験 | 自主研修 | | インターネット利用可 | |
| 無線LAN環境の提供 | 自主研修 | | 学習情報サロン・各施設で利用可 | |
| 教材センターとしての機能 | 視聴覚ライブラリーの運営 | 視聴覚機材や教材の貸出 利用支援 | | |
| | 視聴覚センター専門委員会 | 教材選定部会／貸出教材の選定 教材作成部会／自作教材の制作 学習情報部会／コンピュータの教育利用研究 | | |
| | 教材資料作成支援 | | ビデオ制作支援 | |
| | | | 資料作成支援 | |
| | | | データ変換作業支援 | |
| | 映像制作 | | 音声・映像コンテンツ作成支援 | |
| | | ビデオ特派員と共同制作 | | |
| | | 素材ビデオライブラリーの整備 | | |
| | 春日部市ビデオフェスティバルの開催 | | | |
| | 第1部 作品発表の部 | | | |
| | 第2部 映像コンテストの部 | | | |
| | 成人式等行事記録ビデオ撮影 | | | |
| 教育資料室の整備 | 教育資料の整備 | | | |
| 情報・研究センターとしての機能 | 学習情報サロン | 閲覧・提供用資料の整備 生涯学習情報の提供 | | |
| | 授業ライブラリーの運営 | 市内小学校、中学校及び義務教育学校の教員向け 授業映像ライブラリーの運用 | | |
| | ICT活用出前講座 | 情報通信技術の進展により生じる諸問題について 講師（市内小学校、中学校及び義務教育学校教員）を派遣し、現場の指導力を高める | 教員による平成21年度春日部市 施策提案の実現 | |
| | 視聴覚センターホームページの充実 | ホームページ情報の更新 | | |
| | 学校ホームページ管理運営支援・ICT支援事業 | 各校の情報発信の活性化・省力化を図る | | |
| | マイギャラリー作品展示 | 市内小学校、中学校及び義務教育学校の児童・生徒の作品展示等 | | |
| | 関係機関との連携・研究 | 全国公立視聴覚センター連絡協議会等 | | |
| | 管理システムの機能の充実 | ライブラリー貸出管理システムの運用・適正管理 施設利用案内表示システムの運用・適正管理 公共施設予約システムの運用・適正管理 | | |

※この表において、「小学校」とは義務教育学校前期課程を、「中学校」とは義務教育学校後期課程を含む。

4 第2次総合振興計画後期基本計画の成果指標における目標

令和6年度は第2次春日部市総合振興計画後期基本計画の2年目となる。そのため、計画に掲げた施策の目標達成に向け、引き続き取り組んでいく。

なお、計画の目標及び経過は、次のとおりである。

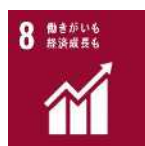
| 施策の成果指標 | 令和4年度 実績 | 令和5年度 見込み | 令和6年度 見込み | 後期基本計画 目標値 |
|--|-------------|--------------|--------------|---------------|
| 社会教育事業への参加者数 | 341,401人 | 376,495人 | 395,214人 | 457,510人 |
| 生涯学習関連事業数 | 2,676事業 | 2,688事業 | 2,704事業 | 2,750事業 |
| かすかべし出前講座 実施件数 | 73件 | 53件 | 64件 | 110件 |
| 市展への出品数 | 232点 | 236点 | 252点 | 300点 |
| 人権啓発事業に参加して、人 権問題についての関心や理 解が深まった市民の割合 | 95.7% | 91.4% | 91.7% | 92.7% |

文化財課

1 目標

「市民が主役となって活躍し、生きがいを持てるまち」の実現に向けて、市民が本市の歴史や文化遺産に愛着や誇りを持ち、「文化・芸術や郷土の歴史を大切にすまちをつくる」ため、地域社会総がかりで本市固有の文化遺産を守り継承し、その価値を共有して地域の魅力を向上させるとともに、市民自らが歴史や文化遺産について学ぶための環境の整備を進める。

2 主な施策



(1) 春日部市文化財保存活用地域計画の推進

市内に所在する文化遺産を総合的に保存・活用するため、「春日部市文化財保存活用地域計画」に基づき、文化遺産を適切に管理、継承するための環境の整備、文化遺産を支える人材の育成等の体制強化を推進する。

(2) 文化遺産の保存と活用の推進

地中に眠る埋蔵文化財をはじめ、市内に所在する貴重な文化遺産を守り、市民共有の財産として継承するため、文化遺産を調査し、重要なものについては文化財に指定して保護措置を図る。また、市民が文化遺産を自らの宝や資源として認識し、共有するため、文化遺産の価値づけや情報発信を推進する。

(3) 文化遺産の継承活動への支援

所有者や市民などに文化遺産の防災、防犯に関する普及活動を行い、広く防災、防犯意識を醸成するとともに、地域の核となる無形民俗文化財などの文化遺産を地域社会総がかりで継承する活動を支援する。

(4) 史跡神明貝塚の保存と活用の推進

日本の歴史を語る上で欠かすことのできない神明貝塚を、国民共有の財産として確実に保存し、未来の世代へ恒久的に伝えるため、「史跡神明貝塚保存活用計画」に基づき、

公有地化を行う。また、発掘した資料の調査、研究をとおして、神明貝塚の学術的価値を高めるとともに、大風文化交流センターでの展示、周辺の地域資源や学校教育、大学等研究機関との連携、ICT等による効果的な活用事業を推進する。

(5) 市史編さんと地域資料の活用の推進

市の発展とともに市の歴史が続くという基本理念のもと、継続性のある市史の編さんと刊行を行い、市の歴史や文化について、市民に広く伝えるための情報発信に取り組む。また、地域資料を調査、収集、整理、保存し、生涯学習やまちづくりなどへ寄与するための活用を進める。

3 主な事業の概要

| 区分 | 事業名 | 事業内容 | 備考 |
|---------|----------------------|--|----|
| 文化財保護事業 | 文化財保存活用 地域計画協議会 | 「春日部市文化財保存活用地域計画」を推進するために必要な事項について協議する。 | |
| | 「春日部市文化財保存活用地域計画」の推進 | 市内の文化遺産の健全な保存と活用を図るため、「春日部市文化財保存活用地域計画」に基づき事業を推進する。 | |
| | 文化財保護審議会 | 文化財の指定及び解除、埋蔵文化財の発掘、市指定文化財に対する助成、郷土資料館の運営等、文化財の保存と活用に関する重要事項について調査審議、建議する。 | |
| | 文化遺産の調査、 文化財の指定 | 市内に所在する文化遺産の把握、詳細調査、価値づけを行う。重要なものについては、文化財に指定して保護措置を図る。 | |
| | 埋蔵文化財の調査 | 市内の埋蔵文化財包蔵地について、開発行為に先立つ所在確認調査、専用住宅建築の際の発掘調査、整理、報告書の刊行を行う。 | |
| | 文化遺産の保存管理 | 次世代に確実に伝えるため、埋蔵文化財等の文化遺産の適切な収蔵、保存、管理を進める。 | |
| | 文化遺産の活用 | 市民等を対象に縄文時代の生活を体験する土器作り教室、文化遺産に関する出前講座などの情報発信を実施する。 | |

| 区分 | 事業名 | 事業内容 | 備考 |
|---------------|---------------------------|--|----|
| 文化財保護事業 | 文化遺産の防災、防犯 | 1月26日の「文化財防火デー」に伴い、市内の文化財を対象に防災訓練を行い、文化遺産の防災、防犯意識の啓発、高揚を図る。 | |
| | 民俗芸能の周知、後継者の養成 | 県・市指定無形民俗文化財の周知、及び後継者養成を促進するため、民俗芸能公開事業や公開日の情報発信を実施する。 | |
| | 文化財保存事業費補助金 | 地域の核となる県・市指定文化財（建造物・無形民俗文化財・天然記念物）の保存事業に対し、補助金を交付して、地域社会総がかりで文化遺産を継承する活動を支援する。 | |
| 史跡神明貝塚保存活用事業 | 史跡の保存管理 | 神明貝塚を確実に保存管理するため、史跡指定範囲の公有地化を行う。また、追加指定予定範囲の地権者と史跡指定の同意形成を進める。 | |
| | 学術的価値の向上 | 神明貝塚の学術的価値を高めるため、発掘された資料の整理調査、大学研究機関等との自然科学分析、詳細報告書の刊行を行う。 | |
| | 史跡の活用 | 神明貝塚の魅力を市内外へ発信するため、大夙文化交流センター等での展示、出張授業、市民とのワークショップ等の活用事業を実施する。 | |
| 埋蔵文化財発掘調査受託事業 | 公共事業及び民間開発事業に係る埋蔵文化財の発掘調査 | 埋蔵文化財包蔵地内での開発行為に際し、事業者（公共機関、民間開発者）より受託して発掘調査、整理調査、報告書の刊行を行う。 | |
| 市史編さん事業 | 編さん委員会 | 市史編さん事業に関する基本方針及び基本計画について審議する。 | |
| | 市史編さんに関する調査 | 第2次春日部市市史編さん事業計画（第2期）に基づき、調査を行う。 | |

| 区分 | 事業名 | 事業内容 | 備考 |
|---------|---------------|---|----|
| 市史編さん事業 | 地域資料の収集・整理・保存 | 歴史資料として重要な公文書及び行政刊行物をはじめとする地域資料を調査、収集するとともに、大風文化交流センターでの整理、保存、管理を進める。 | |
| | 市史の情報発信 | 市史・文化財関係刊行物、及び広報かすかべ等の各種媒体を通じて、市の歴史、文化の情報発信を進める。 | |

4 第2次総合振興計画後期基本計画の成果指標における目標

令和6年度は第2次春日部市総合振興計画後期基本計画の2年度となる。そのため、計画に掲げた施策の目標達成に向け、引き続き取り組んでいく。

なお、計画の目標及び経過は、次のとおりである。

| 施策の成果指標 | 令和4年度 実績 | 令和5年度 見込み | 令和6年度 見込み | 後期基本計画 目標値 |
|--------------|-------------|--------------|--------------|---------------|
| 文化遺産への理解・関心度 | 34.0% | 37.3% | 41.3% | 53.3% |

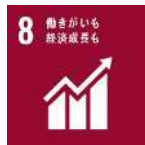
郷土資料館

1 目標

市の歴史の変遷や生活文化に関するあらゆる資料（歴史・民俗・考古・芸能等）を収集・保存・調査・研究し、展示や体験学習・講座の開催等による教育普及を行い、市民の郷土学習に貢献できるような開かれた資料館とする。

あわせて、学校教育との連携を密にし、小学校郷土資料室の整備を進めるとともに、児童生徒の郷土学習に役立つ教材の提供等に努める。

2 主な施策



(1) 「収集・保存」事業

- ① 計画的な資料収集
- ② 市ゆかりの人物関係資料の調査・収集
- ③ 収集資料の整理・保存と管理の徹底

(2) 「調査・研究」事業

- ① 寄贈資料等の調査・研究
- ② 展示資料に関する調査・研究
- ③ 博物館活動の研究

(3) 「教育・普及」事業

- ① 常設展示の充実と継続的な改修・改訂
- ② 企画展示の実施
- ③ 小学校地域学習展の開催と児童利用の促進、小学校郷土資料室の整備
- ④ 大塚文化交流センターでの郷土資料の展示
- ⑤ 歴史・文化関連講座や体験講座等の開催
- ⑥ 小・中・義務教育学校の社会科及び総合的な学習の時間に関する教材提供等の協力
- ⑦ 他の博物館や生涯学習施設等との連携
- ⑧ ICTを活用した収集資料の公開・利用の促進

3 主な事業の概要

| 区分 | 事業名 | 事業内容 | 備考 |
|---------|-----------|---|----------|
| 郷土資料館事業 | 郷土資料館展示 | ミニ展示、春季展示（第69回）、夏季展示（第70回）及び小学校地域学習展（第41回）を企画展示室にて開催。常設展示の更新に向けて、構成・展示資料等を再検討 | 観覧自由 |
| | 公共施設展示 | 大夙文化交流センター及び教育センター空きスペースで新規に展示 | 観覧自由 |
| | 記念講演会 | 夏季展示の関係テーマで年1回開催 | 100人募集 |
| | 企画展示関連事業 | ミュージアムトーク、企画展示関連事業開催 | |
| | 企画展示解説講座 | 企画展示の内容を学芸員が解説（2回） | 50人募集 |
| | 体験講座 | わらじ編みやしめ縄作りなど、小学生親子と一般市民を対象に開催（4回） | 15組30人募集 |
| | 体験ワークショップ | 展示室内での紙芝居とおもちゃ作り（12回） | 1日2回実施 |
| | 古文書講座 | 入門編（4回）、初級編（6回）、中級編（6回） | 各40人募集 |
| | 考古学講座 | 考古学の基礎を習得する講座（5回） | 40人募集 |
| | 歴史・文化講演会 | 江戸や関東地方・春日部の歴史・文化に関する講座を開催（4回） | 100人募集 |
| | 収集・保存 | 収蔵資料の整理と管理。収蔵庫等の整備と大夙文化交流センターへ郷土資料を収蔵。ICTを活用した収蔵資料の整理と管理及び公開のシステムを運用 | |
| | 調査・研究 | 常設展示及び展示替、収集資料に関わる資料調査。博物館運営・情報発信の調査・研究 | |
| | 博学連携の推進 | 小学校団体見学の促進。小学校郷土資料室の整備。出張授業、教材用資料貸し出しの促進 | |

4 第2次総合振興計画後期基本計画の成果指標における目標

令和6年度は第2次春日部市総合振興計画後期基本計画の2年目となる。そのため、計画に掲げた施策の目標達成に向け、引き続き取り組んでいく。

なお、計画の目標及び経過は、次のとおりである。

| 施策の成果指標 | 令和4年度 実績 | 令和5年度 見込み | 令和6年度 見込み | 後期基本計画 目標値 |
|-----------|-------------|--------------|--------------|---------------|
| 郷土資料館利用者数 | 10,504人 | 10,000人 | 10,900人 | 13,500人 |

※利用者数とは、郷土資料館入館者数と講座・講演会受講者数の合計である。

スポーツ推進課

1 目標

スポーツ庁が策定した第3期「スポーツ基本計画」、埼玉県が策定した「埼玉県スポーツ推進計画」及び令和6年度「春日部市スポーツ推進計画」に基づき、市民の誰もが、それぞれの体力や年齢、技術、興味、目的に応じて、「いつでも」、「どこでも」、「いつまでも」スポーツ・レクリエーション活動に親しむことができるよう生涯スポーツ社会の実現に努める。

そのために、「する」「みる」「ささえる」スポーツを推進し、多世代に対応したスポーツ教室、各種イベントや大会の充実、さらにトップレベルのスポーツ観戦の機会提供を図るとともにスポーツを通じた地域の活性化などに努める。

なお、参加者の安心・安全を第一に考え、新型コロナウイルス感染症等の対策にも配慮しながら各施策を実施していくものとする。

また、総合型地域スポーツクラブへの支援を行うとともに、市民の多様なニーズに対応するため、スポーツ指導者の資質の向上を図り、その活用に努める。

なお、体育施設については、利用者が安全かつ有効な利用ができるよう既存体育施設の維持管理に努めるとともにウイング・ハット春日部周辺の整備を計画的に進める。

2 主な施策



(1) 「する」スポーツの推進

- ① スポーツ教室の充実
- ② 各種イベントの充実と推進
- ③ 地域スポーツの充実と普及
- ④ パラスポーツの普及と啓発
- ⑤ 総合型地域スポーツクラブとの連携

(2) 「みる」スポーツの推進

- ① トップレベルの大会誘致
- ② スポーツ大会・イベント時における地域活性化の推進
- ③ スポーツイベントの情報発信
- ④ 本市出身・ゆかりがある選手の紹介
- ⑤ トップアスリートとの交流

(3) 「ささえる」スポーツの推進

- ① スポーツ・レクリエーション団体への支援と連携
- ② 学校活動等への支援
- ③ 指導者の育成と資質の向上
- ④ 各種イベントへの協力依頼
- ⑤ ボランティア活動の意識の高揚

(4) 既存体育施設の維持管理と利用促進

- ① 補修・維持修繕
- ② 利用状況の把握
- ③ 利用者との連携
- ④ 指定管理者への継続監視と指導
- ⑤ 学校開放の促進

(5) 体育施設整備の推進

- ① 春日部市スポーツ施設マネジメント計画への取組
- ② 春日部市総合体育施設整備基本計画への取組
- ③ 春日部市総合体育施設事業用地の取得
- ④ 大沼陸上競技場のリニューアル

3 主な事業の概要

(1) 「する」スポーツの推進

① スポーツ教室の充実

| 教室名 | 回数 | 定員 | 対象 | 会場 |
|-----------------------|----|-----|-----------------------|-------|
| 健康エアロビクス&いろいろエクササイズ教室 | 5回 | 40人 | 18歳以上の市内在住 ・在勤・在学者 | 総合体育館 |
| 親子スポーツ教室 | 5回 | 25組 | 3歳以上の未就学児と その保護者 | 市民体育館 |
| 楽しく軽スポーツ体験教室 | 5回 | 40人 | 小学生以上の市内在住 ・在勤・在学者 | 総合体育館 |
| 健康いっぱい球技教室 | 5回 | 40人 | 18歳以上の市内在住 ・在勤・在学者 | 庄和体育館 |
| 楽しくドッジボール教室 | 5回 | 25組 | 小学生とその保護者 | 市民体育館 |

※さらに出前講座の活用や関係機関との連携を図り、各種スポーツ教室を開催する。

② 各種イベントの充実と推進

ア 「令和6年度春日部市民体育祭」

イ 「第36回春日部大風マラソン大会」

ウ 「健康スポ・レクフェスタ2024」

| 行事名 | 期日 | 対象 | 会場 |
|---|-------|-------|---------------|
| 春日部大風マラソン大会 | 5月4日 | 申込者 | 庄和総合公園及び周辺コース |
| 健康スポ・レクフェスタ2024 ～軽スポーツ・ニュースポーツ体験交流会～ | 8月 | 一般 | 総合体育館 |
| 春日部市民体育祭地区大会 | 10月 | 地区住民 | 各地区小・中学校校庭等 |
| 春日部市民体育祭種目別大会 | 5月～3月 | 会員・一般 | 市内各施設 |

③ 地域スポーツの充実と普及

ア スポーツ推進委員協議会との連携

イ 世代を超えて参加し、楽しむことができるニュースポーツの発掘と普及

ウ 先進自治体への視察や各種関係団体との情報交換

エ スポーツ教室等での積極的な普及（フラバレーボール等）

| 行 事 名 | 期 日 | 定 員 | 対 象 | 会 場 |
|-------------|---------|-----------|-------------|----------------|
| 健康づくりのつどい | 5月～10月 | 各回 40名 | 小学4年生 以上 | 小学校体育館 |
| 地域巡回スポーツ教室 | 10月～12月 | 地区により異なる | | 小学校体育館 ・公民館 |
| 軽スポーツ等の出前講座 | 6月～12月 | 自 由 | 一 般 | 未 定 |
| 出張授業 | 6月～12月 | 自 由 | 小・中学生 | 小・中・義務 教育学校 |

④ パラスポーツの普及と啓発

ア パラスポーツ大会の招聘

イ パラスポーツの普及

ウ 埼玉県障害者スポーツ協会など関係団体との連携

⑤ 総合型地域スポーツクラブとの連携

ア 埼玉県及びクラブとの連携

イ 新たな総合型地域スポーツクラブの設立に向けた支援

(2) 「みる」スポーツの推進

① トップレベルの大会誘致

| 大 会 名 | 期 日 | 会 場 |
|--------------------|-----|-------|
| 日本女子バスケットボールWリーグ | 未 定 | 総合体育館 |
| 日本男子プロバスケットボールBリーグ | 未 定 | 総合体育館 |
| 卓球Tリーグ | 未 定 | 総合体育館 |

② スポーツ大会・イベント時における地域活性化の推進

ア 地場産業（食料品等）の紹介

イ かすかべフードセレクションとの連携

③ スポーツイベントの情報発信

ア スポーツ大会やイベントの情報発信

イ 人気スポーツの情報発信

④ 本市出身・ゆかりがある選手の紹介

全国、世界で活躍している本市出身、あるいは本市にゆかりのある選手たちの活動などを、積極的に発信し、「スポーツのまち春日部」の魅力を広めていく。

⑤ トップアスリートとの交流

日本を代表する選手や元プロ選手等と交流できるイベントの企画

(3) 「ささえる」スポーツの推進

① スポーツ・レクリエーション団体への支援と連携

ア 補助金の交付

イ 各団体の大会開催の支援

ウ 運営の補助

| 団 体 名 | 団 体 内 容 | |
|------------|---------|------------|
| スポーツ協会 | 19団体 | 会員 約4,800人 |
| レクリエーション協会 | 15団体 | 会員 約1,750人 |
| スポーツ少年団 | 9部会52団体 | 会員 約1,800人 |

エ 市主催イベントの協力依頼

② 学校活動等への支援

ア 放課後子ども教室への指導者派遣

イ 出前講座の活用

ウ 軽スポーツを取り入れた出張授業の実施

③ 指導者の育成と資質の向上

ア 研修会・講習会

| 研 修 会 等 名 | 期日 | 主 催 団 体 | 会 場 |
|---------------|-----|--------------------|-------|
| フラバレーボール審判講習会 | 未定 | スポーツ推進委員協議会 | 未定 |
| 社会体育合同研修会 | 9月 | 埼玉葛地区スポーツ推進委員連絡協議会 | 幸手市 |
| リーダー研修会 | 11月 | レクリエーション協会 | 未定 |
| スキルアップ研修会 | 未定 | スポーツ推進委員協議会 | 未定 |
| スタートコーチ養成講習会 | 12月 | スポーツ少年団 | 総合体育館 |
| 登録指導者研修会 | 12月 | スポーツ少年団 | 総合体育館 |
| 合同研修会 | 2月 | スポーツ協会、レクリエーション協会 | 未定 |

イ 指導者の活用

スポーツ教室、共催事業、委託事業への講師の派遣依頼

| 行 事 名 | 指 導 者 |
|-----------------|----------|
| スポーツ教室 | スポーツ推進委員 |
| 健康づくりのつどい | スポーツ推進委員 |
| 健康スポ・レクフェスタ2024 | スポーツ推進委員 |

ウ 研修会の参加奨励

| 研 修 会 等 | 期 日 | 対 象 |
|----------------------|-----|----------|
| 関東スポーツ推進委員研究大会 | 6月 | スポーツ推進委員 |
| スポーツ推進委員セミナー | 7月 | スポーツ推進委員 |
| 埼玉県初級パラスポーツ指導員養成講習会 | 未定 | スポーツ推進委員 |
| 埼玉県スポーツ推進委員協議会第1回研修会 | 9月 | スポーツ推進委員 |
| 全国スポーツ推進委員研究大会 | 11月 | スポーツ推進委員 |
| 埼玉県スポーツ推進委員協議会第2回研修会 | 2月 | スポーツ推進委員 |
| 埼葛地区社会体育研究大会 | 3月 | スポーツ推進委員 |

④ 各種イベントへの協力依頼

ア 各スポーツ・レクリエーション関係団体のイベントへの協力依頼

イ 市内中(義務教育学校後期課程の生徒含む)・高校生、大学生のイベントへの協力依頼

⑤ ボランティア活動の意識の高揚

ア 春日部大凧マラソン大会へのボランティア協力

イ 各スポーツ・レクリエーション関係のイベントや大会へのボランティア協力

(4) 既存体育施設の維持管理と利用促進

① 補修・維持修繕

予防保全型の維持管理を図るとともに、老朽化に伴う修繕や必要な工事を実施

② 利用状況の把握

利用者ニーズに即した整備を図り、利用者満足度アップ

③ 利用者との連携

円滑で適切な手続きによる、利用者数の増加

④ 指定管理者への継続監視と指導

指定管理者の主体的な業務の改善に向けた指導

| 施 設 | | 施 設 内 容 |
|------------------------|---------|-------------------------------------|
| 総合体育館 (ウイング・ハット春日部) | メインアリーナ | バスケットボール3面、バレーボール4面、バドミントン12面、卓球24面 |
| | サブアリーナ | バスケットボール1面、バレーボール2面、バドミントン6面、卓球12面 |
| 市民体育館 | | バスケットボール2面、バレーボール2面、バドミントン8面、卓球16面 |
| 庄和体育館 | | バスケットボール2面、バレーボール2面、バドミントン6面、卓球12面 |
| 市民武道館 | | 第1道場(柔道場)、第2道場(剣道場)、弓道場 |
| 大沼野球場 | | 軟式野球場兼ソフトボール場1面 |
| 大沼陸上競技場 | | 400mトラック、サッカー場兼ラグビー場 |
| 大沼テニスコート | | 硬式・軟式兼用全天候型コート(人工芝)5面、軟式用クレーコート2面 |
| 立沼テニス場 | | 全天候型舗装硬式コート2面 |
| 豊野テニスコート | | 硬式・軟式用クレーコート各1面 |
| 庄和テニスコート | | 硬式・軟式兼用全天候型コート(人工芝)4面 |
| 谷原中西側テニスコート | | 硬式・軟式兼用クレーコート8面 |
| 旧谷原中学校 | | 多目的グラウンド(大・小)各1面 |
| 谷原グラウンド | | 軟式少年野球場兼ソフトボール場1面 |
| 南栄町グラウンド | | 軟式野球場兼ソフトボール場1面 |
| 内牧グラウンド | | 軟式少年野球、ソフトボール、グラウンドゴルフ |
| 中野グラウンド | | 軟式少年野球、ソフトボール、サッカー、グラウンドゴルフ |
| 谷原中西側グラウンド | | サッカー、軟式少年野球、ソフトボール、グラウンドゴルフ |
| 牛島多目的グラウンド | | 軟式少年野球、少年ソフトボール、少年サッカー、グラウンドゴルフ |
| 禿地グラウンド | | グラウンドゴルフ |
| 金崎グラウンド | | 少年サッカー・フットサル2面、グラウンドゴルフ |
| 首都圏外郭放水路多目的広場 | | サッカー、グラウンドゴルフ |
| 牛島野球場 | | 硬式兼軟式野球場1面 |
| 庄和球場 | | 硬式兼軟式野球場1面 |

⑤ 学校開放の促進

ア 円滑な利用者調整会議の開催とスポーツ団体の利用の促進

| 施 設 | 期 間 | 開 放 校 |
|------|-------|---------------|
| 校庭 | 4月～3月 | 小学校22校 |
| 体育館 | 4月～3月 | 小学校22校 |
| 夜間照明 | 4月～3月 | 武里中・東中・緑中・大增中 |

(5) 体育施設整備の推進

① 春日部市スポーツ施設マネジメント計画への取組

春日部市スポーツ施設マネジメント計画に基づき市内既存のスポーツ施設の再整備を見定めて取り組む。

② 春日部市総合体育施設整備基本計画への取組

総合体育施設整備基本計画に基づき、総合体育施設の事業の実現に向け取り組む。

③ 総合体育施設事業用地の取得

春日部市総合体育施設整備基本計画の具現化に向け、整備に必要な用地取得を行う。

④ 大沼陸上競技場のリニューアル

日常的にスポーツ・レクリエーション活動など、多目的に利活用できる場としてリニューアル整備に取り組む。

4 第2次総合振興計画後期基本計画の成果指標における目標

令和6年度は第2次春日部市総合振興計画後期基本計画の2年目となる。そのため計画に掲げた施策の目標達成に向け、引き続き取り組んでいく。

なお、計画の目標及び経過は、次のとおりである。

| 施策の成果指標 | 令和4年度 見込み | 令和5年度 見込み | 令和6年度 見込み | 後期基本計画 目標値 |
|-----------------|--------------|--------------|--------------|---------------|
| スポーツ教室やイベントの満足度 | 79.8% | 80.8% | 82.8% | 88.8% |
| 市の有料体育施設の満足度 | 93.4%以上 | 93.4%以上 | 93.4%以上 | 93.4%以上 |

中央公民館

1 目標

公民館は、市民の実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もって市民の教養の向上、健康の増進、情操を養うことを図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的としている。

公民館の持つ基本的役割である「つどう」「まなぶ」「むすぶ」「つくる」「さがす」を果たすために、春日部市内各地域の歴史や特徴を踏まえつつ、住民の連携、学習活動の推進を図り、地域文化の創造と、人々のふれあいによる地域社会の醸成、自治意識の向上を目指す。そのため、学習内容の充実を図り、市民の多様な学習要求に応じていくとともに、市民との連携を図る事業を実施する。

また、中央公民館と地区公民館との連携により、効率的かつ効果的な事業を遂行していく。

《中央公民館の役割》

地区公民館の統括と連絡調整を行い、その事業は市全域を対象とした広域的なものとし、細分化された学習要求にも応えるものとする。また、試験的な事業や運営についての研究を行う。さらに地区公民館と協力しながら公民館全体の事業効果の向上を図るものとする。

《地区公民館の役割》

それぞれの地域を主な対象とし、地域住民の身近な学習要求に応え、地域の特色を生かし、地域に根ざした事業を展開することによって、地域文化の向上と地域住民の交流及び学習意欲の醸成を図る。また、中央公民館及び各地区公民館との連携・協力を図り、活力ある地域づくりを目指すこととする。

2 主な施策



(1) 中央公民館体制の強化

市民の多様化・高度化する学習要求に応えるため、中央公民館を中心に、各公民館同士が協力・連携し、さまざまな課題に対して迅速に対応できる体制の整備を図る。

市民の主体的な学習活動を支援するため、学習情報を受信・発信する拠点としての機

能を充実する。

各地域においては、それぞれの地域文化を尊重し、地域の状況に即した公民館の運営を図る。

(2) 市民の学習活動の支援・促進

- ① 市民の自主的な学習活動を支援・促進するため、フリースペースの活用、学習情報の収集・提供、学習相談などを強化・推進する。
- ② クラブ・サークルの学習活動を支援するため、研修の機会、団体の運営及び活動の相談など支援体制の充実を図る。
- ③ 現代的課題に即した学習活動を支援・促進するため、関係各機関との情報交換や連携体制の充実を図る。
- ④ インターネットを活用した情報化の充実を図り、公民館からの情報発信を魅力あるものとする。
- ⑤ 地域の特色を生かしながら、デジタルデバイドの解消その他、実際生活に即した教育など各種事業の展開を図るとともに、関係団体、クラブ・サークル、自治会などの交流・連携を支援し、地域づくり、地域コミュニティの活性化につながる学習活動・コミュニティ活動をサポートする。

(3) 学習機会の充実

- ① 市民の学習要求、また生涯各期の学習課題に応じた多種多様な学級・講座・イベントなどを実施し、学習機会の充実を図る。
- ② 市民の学習要求を反映した事業を実施するため、事業の企画段階からの市民参加を促進する。また、指導者やボランティアを発掘・育成し、さまざまな事業に地域の人材を活用した学習機会を創造する。
- ③ 家庭教育に関する学習や交流の機会を拡充するとともに、各種団体との協力のもと、家庭・地域の教育力の向上、世代間の交流が図れる事業を展開する。
- ④ 学習活動で得た知識、成果を地域で生かすとともに、適切に評価される仕組みづくりを調査研究する。
- ⑤ 災害時には、地域で助け合う共助の活動が非常に重要であることから、地域の防災力を高めるために防災講座や、防災マップづくりといった様々な防災啓発活動を行う。

(4) 公民館施設の整備充実

公民館は災害時における防災拠点であることから、公民館事業の円滑な遂行並びに市民が安全に学習・交流活動を行えるよう、施設・設備の計画的な整備及び維持管理に努める。

(5) 地区センターとの連携

市内8地区に設置された地区センターと連携を図ることにより、より一層の公民館機能の充実を図る。